

平成30年11月8日  
経済港湾委員会資料  
港湾空港局総務課

## 門司港開発（株）の減資について

### ■門司港開発株式会社（第3セクター）

<b>&lt;会社概要&gt;</b> 設立：平成7年12月6日 事業内容：海峡プラザ及び付属駐車場の 運営 資本金：15億7,250万円 うち本市出資割合、金額 23.9%、3億7,500万円	<b>&lt;経営状況&gt;</b> 平成30年3月31日現在 売上高：212,674千円 営業利益：42,595千円 経常利益：32,704千円 当期純利益：45,219千円 繰越利益剰余金：▲1,523,968千円
---	---

### ■資本金の額の減少（減資）について

#### <経緯>

- ・門司港開発(株)は、設立以来「門司港ホテル」や「海峡プラザ」等を管理・運営してきたが、景気低迷の影響等により平成20年度から赤字経営となっていた。
- ・平成26年度、ホテル運営に精通した事業者へ門司港ホテルを売却した結果、翌年度から単年度収支を黒字に転換したが、過年度における純損失の計上により、平成30年3月31日現在において、繰越利益剰余金が、約15億23百万円の欠損となっている。
- ・当社の資本金は、設立当初のホテル、オフィス棟及び海峡プラザを整備・運営するための資本金であり、現在の事業規模（保有資産5.5億円、売上2.1億円）から見ると過大な状況となっている。
- ・そこで、株主資本の適正化を図ることを目的として、会社法第447条に基づき資本金の額を減少して、欠損の補填に充当することとした。
- ・なお、発行済株式総数に変更はなく、資本金の額のみを減少するため、株主の所有株式数に影響はない。
- ・また、資本金の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額の増減はないため、1株当たりの純資産額にも変更は生じない。

<減資にかかるスケジュール>

- 平成30年10月30日 平成30年度第4回取締役会において議決
- 平成30年11月30日 臨時株主総会において決議に回る

<決議事項>

①資本金の額の減少

資本金15億7,250万円 ⇒ 5,000万円（15億2,250万円の減少）

②資本金の額の減少がその効力を生じる日

平成31年3月30日

③剰余金の処分の件

資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金15億2,250万円の全額を減少して、その他利益剰余金を増加させ、欠損補填に充当する。

■本市の対応

- 平成30年11月30日の臨時株主総会において、下記理由により決議に賛成する。

■理由

門司港開発（株）は、本件減資の実行により、累積損失の解消、財務諸表の改善、税負担軽減等経営健全化のメリットがあり、本市としても、

- 1 株主への利益還元のための配当については、累積損失の解消が前提となるため、資本金を累積欠損に充当することにより、今後の配当が期待できること
- 2 今回の減資による門司港開発（株）の経営基盤の強化により、同社に対する50%の土地使用料減免解消の見通しが立つこと（現行約4,500千円減免）
- 3 今回の減資は、単に貸借対照表上の資本金額の変更であり、企業実態に変化はなく、財産価値を毀損するものではないため、株主の損失はないこと  
また、現状の大規模な資本金を維持する現実的なメリットがないこと 等による。